

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和6年3月19日（火）

（案件名）

- ・ 公営競技を行うことができる市町村の指定について（決裁案件）
（根拠条文については、資料6、7ページ参照）

自治財政局地方債課
畑中補佐（内 23394）

1 指定制度の概要

- 公営競技は、各公営競技法（競馬法、自転車競技法、小型自動車競走法、モーターボート競走法）に基づき、都道府県及び市町村が施行できるものとされている。
- ただし、市町村が公営競技を施行するには指定を要し（※オートレースを除く）、総務大臣が、関係大臣（農水・経産・国交）と協議した上で地方財政審議会に付議し、期限を付して指定することとされている。

※ 指定期限が付されている団体は以下のとおり。

競馬	：	全団体
競輪	：	昭和27年以降の指定団体
ボート	：	昭和32年以降の指定団体

- 市町村の指定については「公営競技を行うことができる市町村の指定に関する基準」（平成13年総務大臣通知。以下「指定基準」）に基づき、公営競技の円滑かつ適切な施行体制や経営の健全性などの観点から期限を付しており、指定基準を満たす場合の指定期限は2年で、赤字団体（実質収益又は単年度収益が赤字の団体）等は1年以下の期限とすることとしている。

公営競技の施行団体（市区町）の指定について

2 令和5年度末に指定期限を迎える市区町の指定（案）

- 令和5年度末に指定期限を迎えるのは、競馬35市区町、競輪1市、競艇33市町の69市区町（組合施行の団体があるため、施行者数は16）で、全団体から継続申請あり。
- 指定基準に基づき審査した結果、指定基準を満たしていると認められることから、全団体について指定することとしたい。
うち競馬施行3団体については収益が赤字となっているが、経営改善計画を策定し経費削減に取り組むなど、経営改善に向けた取組を実施しており、経営の健全性を確保すべく適切な経営改善努力がなされていることから、期限を1年として指定することとしたい。

	施行団体 合計	うち 都道府県	うち 市区町村	継続指定が 必要	うち令和6年度指定団体（案）			うち 令和5年度 2年指定団体 (令和6年度末まで)	継続指定が 不要 (指定期限設定以 前に指定等)
					2年指定 (令和7年度末まで)	1年指定 (令和6年度末まで)			
競馬	50	11	39	39	35	32	3	4	0
競輪	54	6	48	12	1	1	-	11	36
ボート	103	1	102	57	33	33	-	24	55
オート	5	0	5	-	-	-	-	-	5
計	212	18	194	108	69	66	3	39	96

公営競技の施行団体（市区町）の指定について

3 指定団体の状況

(単位：百万円)

競技	施行団体 (構成市区町(数))	R4 売上額	(対前年度 伸び率)	R4 実質収益	R4 単年度収益	指定期間 (案)	(参考) 前回 指定期間
競馬	帯広市(1)	55,480	(+7.1%)	121	▲34	1年	2年
	岩手県競馬組合 (盛岡市、奥州市(2))	67,956	(+17.5%)	▲32,978	▲32,978	1年	1年
	千葉県競馬組合 (船橋市、習志野市(2))	95,624	(+7.1%)	1,945	643	2年	2年
	特別区競馬組合 (特別区(23))	196,931	(+7.3%)	66,811	18,678	2年	2年
	金沢市(1)	4,045	(▲0.7%)	91	32	2年	2年
	岐阜県地方競馬組合 (岐南町、笠松町(2))	42,789	(+99.1%)	111	24	2年	1年
	兵庫県競馬組合 (尼崎市、姫路市(2))	122,688	(▲1.4%)	904	902	2年	2年
	高知県競馬組合 (高知市(1))	95,009	(▲0.1%)	1,538	1,488	2年	2年
	佐賀県競馬組合 (鳥栖市(1))	68,551	(+8.1%)	731	731	2年	2年
競輪	取手市(1)	2,479	(+40.1%)	203	153	2年	2年

公営競技の施行団体（市区町）の指定について

3 指定団体の状況

(単位：百万円)

競技	施行団体 (構成市区町(数))	R4 売上額	(対前年度 伸び率)	R4 実質収益	R4 単年度収益	指定期間 (案)	(参考) 前回 指定期間
競艇	埼玉県都市ボートレース企業団 (飯能市、加須市、本庄市、東松山市、 羽生市、春日部市、狭山市、深谷市、鴻 巣市、上尾市、さいたま市、草加市、越 谷市、入間市、朝霞市(15))	47,620	(+20.2%)	10,114	2,849	2年	2年
	東京都六市競艇事業組合 (八王子市、武蔵野市、昭島市、調布市、 町田市、小金井市(6))	53,847	(+5.7%)	980	153	2年	2年
	東京都三市収益事業組合 (多摩市、稲城市、あきる野市(3))	21,940	(▲3.4%)	562	562	2年	2年
	備南競艇事業組合 (総社市、早島町、浅口市、里庄町(4))	5,228	(+3.6%)	34	29	2年	2年
	松茂町ほか二町競艇事業組合 (松茂町、北島町、板野町(3))	9,789	(+17.2%)	35	21	2年	2年
	中間市行橋市競艇組合 (中間市、行橋市(2))	13,449	(+1.2%)	318	1	2年	2年

公営競技の施行団体（市区町）の指定について

4 今回1年指定となる施行団体の経営状況

施行団体	経営状況等
帯広市	<p>○過去は他3市（旭川・北見・岩見沢）と組合を構成していたが、バブル経済崩壊後経営が悪化したため、平成19年度より単独施行となっている。</p> <p>○平成19年度以降、経営改善計画に基づく売上向上・経費削減に取り組んでいるが、経営が悪化していた時期に先送りしていたメインスタンド等の施設が耐用年数を超過しており、それらの整備のための積み立てを行った結果、近年は実質収益又は単年度収益が赤字の状況が基本的に続いている。</p> <p>○令和5年度以降は、ナイター開催日数の増加や競馬場内でのイベントの実施のほか、売上の大半を占めるネット販売を増加させるべく、公式HPの予想関連情報を拡充させるなどの売上向上策に取り組む他、ネット販売システムの経費削減などに取り組んでいる。</p>
岩手県競馬組合	<p>○平成8年に競馬場を移転新設したことによる建設費やバブル経済崩壊以後の売り上げ不振により、平成18年度で約330億円の累積赤字となっており、存廃について議論がなされたが、構成3団体で赤字額について融資を行うことで存続となった。</p> <p>○存続にあたって存廃基準を定め、経営改善計画に基づく売上向上・経費削減に取り組んでおり、平成29年に初めて構成団体からの融資を返済して以降、令和3年からは継続して返済を行っている。</p> <p>○実質収益及び単年度収益は、構成団体からの単年度融資の返済に充てるため、翌年度の歳入から繰上充用していることから、赤字となっている。</p> <p>○令和5年度以降も、コロナ禍で増加したネット販売の売上を拡大・定着させるため、より購入を促しやすい効果的な発走時刻の設定やYoutubeチャンネルの番組編成に努め、売上増加に取り組む他、ネット販売システムの経費削減などに取り組んでいる。</p>

(根拠条文) 各公営競技法の関連規定

競馬法(昭和二十三年法律第百五十八号) (抄)

(趣旨)

第1条 この法律は、馬の改良増殖その他畜産の振興に寄与するとともに、地方財政の改善を図るために行う競馬に関し規定するものとする。

(競馬の施行)

第1条の2 日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行うことができる。

2 次の各号のいずれかに該当する市町村(特別区を含む。以下同じ。)で、その財政上の特別の必要を考慮して総務大臣が農林水産大臣と協議して指定するもの(以下「指定市町村」という。)は、その指定のあつた日から、その特別の必要がやむ時期としてその指定に付した期限が到来する日までの間に限り、この法律により、競馬を行うことができる。

一 著しく災害を受けた市町村

二 その区域内に地方競馬場が存在する市町村

3 総務大臣は、前項の規定により市町村を指定しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

4 第2項の規定による指定には、条件を付することができる。

5 略

6 略

自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号) (抄)

(競輪の施行)

第1条 都道府県及び人口、財政等を勘案して総務大臣が指定する市町村(以下「指定市町村」という。)は、自転車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るため、この法律により、自転車競走を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の規定により市町村を指定するに当たり、その指定に期限又は条件を付することができる。

3 総務大臣は、指定市町村が1年以上引き続きこの法律による自転車競走(以下「競輪」という。)を開催しなかつたとき、又は指定市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、経済産業大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 略

(根拠条文) 各公営競技法の関連規定

モーターボート競走法(昭和二十六年法律第二百四十二号) (抄)

(趣旨)

第1条 この法律は、モーターボートその他の船舶、船舶用機関及び船舶用品の改良及び輸出の振興並びにこれらの製造に関する事業及び海難防止に関する事業その他の海事に関する事業の振興に寄与することにより海に囲まれた我が国の発展に資し、あわせて観光に関する事業及び体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に資するとともに、地方財政の改善を図るために行うモーターボート競走に関し規定するものとする。

(競走の施行)

第2条 都道府県及び人口、財政等を考慮して総務大臣が指定する市町村（以下「施行者」という。）は、その議会の議決を経て、この法律の規定により、モーターボート競走（以下「競走」という。）を行うことができる。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前項の指定に期限又は条件を附することができる。

3 総務大臣は、第1項の規定により指定された市町村が1年以上引き続き競走を行わなかつたとき、又はこれらの市町村について指定の理由がなくなつたと認めるときは、その指定を取り消すことができる。

4 総務大臣は、第1項の規定による指定をし、又は前項の規定による指定の取消しをしようとするときは、国土交通大臣に協議するとともに、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

5 略

(参考) 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号) (抄)

(この法律の趣旨)

第1条 この法律は、小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興、機械工業の合理化並びに体育事業その他の公益の増進を目的とする事業の振興に寄与するとともに、地方財政の健全化を図るために行う小型自動車競走に関し規定するものとする。

(小型自動車競走の施行)

第3条 都道府県並びに京都市、大阪市、横浜市、神戸市、名古屋市、都のすべての特別区の組織する組合及びその区域内に小型自動車競走場が存在する市町村（以下「小型自動車競走施行者」という。）は、その議会の議決を経て、この法律により、小型自動車競走を行うことができる。

2 略